

軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書について

軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和2年10月7日

旭川市議会  
議長 安田 佳正 様

提出者 旭川市議会議員

佐藤 さだお

菅原 範明

林 祐作

木下 雅之

松田 たくや

上村 ゆうじ

福居 秀雄

宮本 儔

えびな 信幸

杉山 允孝

## 軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により一般財源化され、これに伴い設けられた道路の使用に直接関連しない機械等に用いられる軽油に対する軽油引取税の課税免除の特例措置（以下「特例措置」という。）は、索道事業者等からの強い要望により3年ごとに延長措置が認められ、令和3年3月末で適用期限を迎えようとしている。

索道事業においては、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料や降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この特例措置がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でも大変厳しいスキー場経営を更に圧迫し、一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧される。

本市内のスキー場においても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持にとって特例措置は不可欠なものとなっている。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者など幅広い産業の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、特例措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会